

循環型社会の形成を目指して



わたしたちの生活に直接かわりのあるごみは、いま世界で自然環境を守るため、いろいろな取り組みが行われています。自然環境を守るためには、法的な規制にとどまらず、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済構造やわたしたちの生活様式を見直していく必要があります。今月号では、人と自然が共生できる環境を保全する『循環型社会の形成』の取り組みについてお知らせします。

▲リサイクルされるアルミ缶

わが国は、戦後、より豊かな生活を求めて経済発展を続け、高度経済成長期以降、テレビや冷蔵庫、洗濯機に代表される家庭の電化が進みました。これらは大量生産、大量消費というプロセスによって、次々と現れる新商品や新製品などにより、既存商品の買い替えを促進させました。また、人口が集中した都市部では、スーパーマーケットの出現で商品単価が安いことや冷蔵庫の普及で、まとめ買いをするようになり、買いすぎる無駄が生じ、ごみの排出量が増大しました。

このため、大量の廃棄物が排出され、その処理は単なる焼却や埋め立てなどといった方法により行われていました。

この結果、国土の狭いわが国では、埋め立て地の確保、大気汚染や水質汚染、土壌汚染などの環境汚染、廃棄物の不法投棄などの不適正な処理を原因とした問題が起っています。

これらの問題の解決に当たって、この10数年、廃棄物を単に処分すべき対象としてではなく、貴重な『資源』としてとらえ、リサイクル（再利用）をはじめ、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再利用）の3Rの取り組みを充実させ、廃棄物などの『循環資源』が適正に利用・処分される『循環型社会』の構築に向けた取り組みが、世界で行われています。

循環型社会への取り組み

ごみには産業活動によって排出される『産業廃棄物』と一般家庭などから排出される『一般廃棄物』があります。

循環型社会を形成するために、これらの廃棄物に対して、次のような取り組みが行われています。

◎産業廃棄物の取り組み

産業廃棄物が適正に処理されるよう、排出事業者の責任を強化していきます。

◎一般廃棄物の取り組み

市民の皆さんの協力のもと、3Rの推進やリサイクル製品認定制度、技術開発への支援、マイバツクの普及などに取り組みとともに、発がん性など身体に影響を及ぼすダイオキシン対策に配慮した、ごみ焼却施設の建設などに取り組んでいます。

◎リサイクルの取り組み

生産者に対して、捨てられにくい、またはリユースやリサイクルしやすい製品の開発・生産に、一定の責任を与えるという取り組みが行われています。

